

子ども手当に関する重要なお知らせ

現在手当を受給している方も含めて、すべての対象者について申請が必要となります。

平成23年10月1日に「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」が施行されました。これにより、平成23年10月分～平成24年3月分の手当は、現行の子ども1人当たり月額13,000円から

【3歳未満】 月額15,000円

【3歳以上～小学校修了前】 月額10,000円（第3子以降は15,000円）

【中学生】 月額10,000円

となります。

■対象となる子ども

満15歳以後の最初の3月31日までの間にある子ども（中学校修了前）

■申請方法（公務員の方は職場への申請となります）

【現在子ども手当を受給している方】

11月初め頃に申請書を自宅へ郵送する予定です。必要書類（健康保険証など）とあわせて保健福祉課に提出してください。

【10月以降出生又は転入した方】

保護者名義の預金通帳、健康保険証、印鑑をお持ちになり保健福祉課で手続きをしてください。

■支給日

平成24年2月10日（10月～1月分）

平成24年6月8日（2月～3月分）

■経過措置について

今回の申請については、経過措置が設けられ、平成24年3月末までに申請を行えば、平成23年10月にさかのぼって手当を受給できます。

ただし、10月以降の出生や転入に伴う申請についてはこの経過措置の対象になりません。出生、転入の日から15日以内に申請してください。（申請の翌月からの支給となります）

【お問合せ先】保健福祉課 内線121

生ごみ処理した液肥を提供します（試供品）

町では、安心・安全で環境にやさしい循環型社会システムを構築する目的で、知名町福祉作業所ひまわり苑内におきのえらぶ食品リサイクルセンター（仮称）を設置しました。このセンターに、有機発酵液化装置（プラント）を導入し、生ごみを有機肥料（液肥）にする作業を今年8月から本格的に進めてきました。

この事業は、島内の事業所等から排出された生ごみを回収し、プラントで処理した後、農家等へ液肥を供給し、野菜や果物を生産して消費者へ還元するものです。

今回、供給体制が整い今年度に限り液肥を無料で配給することになりましたので、次のとおりお知らせします。

- ・ 申込先 保健福祉課
- ・ 申込方法 直接お越しいただくか電話にてお申し込みください。
- ・ 対象者 町内在住者に限ります。
- ・ 配給日時 後日連絡します。
- ・ 配給場所 知名町福祉作業所 ひまわり苑（養護老人ホーム長寿園と同じ敷地内にあります。）当日は、適当な容器をお持ちください。
- ・ 配給量 1世帯、月250キログラムまで。ただし、都合により配給量を調整することもありますので、予めご了承ください。



【お問合せ先】保健福祉課 内線124